

小田原市芸術文化創造センター整備推進委員会傍聴要領

(平成25年6月5日)

小田原市芸術文化創造センター整備推進委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小田原市芸術文化創造センター整備推進委員会並びに、建設計画専門分科会及び管理運営専門分科会(以下「委員会等」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 委員会等の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名等を傍聴受付個票に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険のおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の進行を妨げるおそれがあると認められる者

(禁止行為)

第4条 傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議会場において、傍聴席以外の場所に立ち入ること。
- (2) 会議会場において、みだりに席を離れること。
- (3) 会議会場において、私語、談笑その他騒がしい行為をすること。
- (4) 会議会場において、会議の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (5) 会議会場において、飲食(原則禁止)又は喫煙をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴する者は、会議会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、委員会等の許可を得た者は、この限りでない。

(退場)

第6条 傍聴する者が、前2条の規定に違反するときは、委員会等はこれを制止し、

その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

2 傍聴する者は、公開の会議中において、委員会等が会議の全部又は一部を公開しないこととしたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会等の会議の傍聴に関し必要な事項は、委員会等で諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年6月5日から施行する。